

1 国民健康保険制度改正の概要について

(1) 国民健康保険制度の課題

■国民健康保険制度は、他の医療保険に加入している者を除いた全ての住民を被保険者としていますが、様々な課題を抱えています。

【課題】

- ・年齢構成・医療費が高い
- ・財政運営が安定しない
- ・市町村間の格差が大きい

(2) 国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年5月）

■財政運営及び事業運営の両面にわたる抜本的な改革を実施。

- ・毎年約3,400億円の公費の拡充
- ・国民健康保険の都道府県単位化（平成30年度から）による役割
 - 愛知県・・・財政運営
 - 市町村・・・資格管理、保険給付、保険税（率）の決定、保険税（料）賦課・徴収、保健事業等を実施

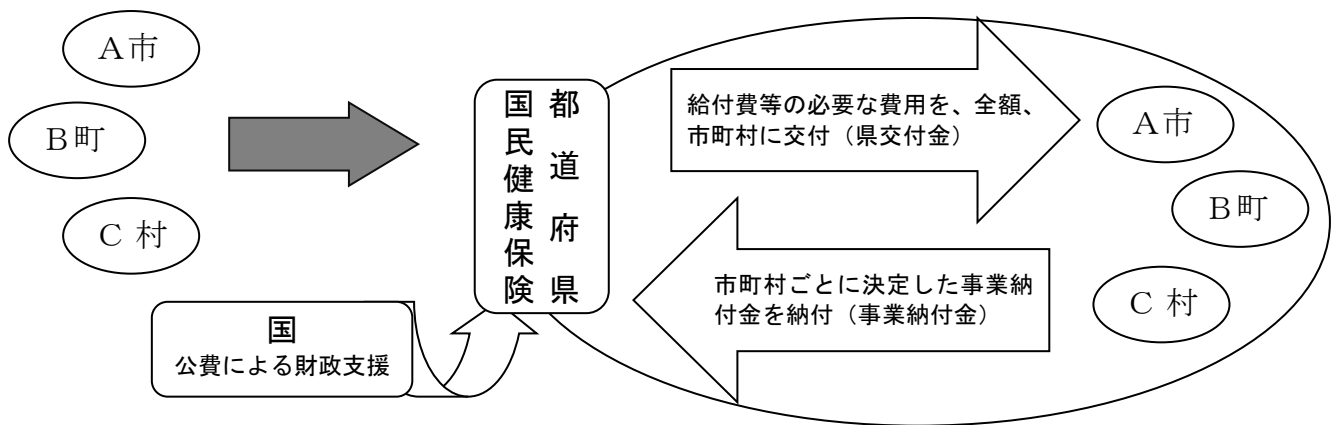
■イメージ図

【改正前】

市町村が個別に運営

【改正後】

都道府県は財政運営責任を担う中心的役割



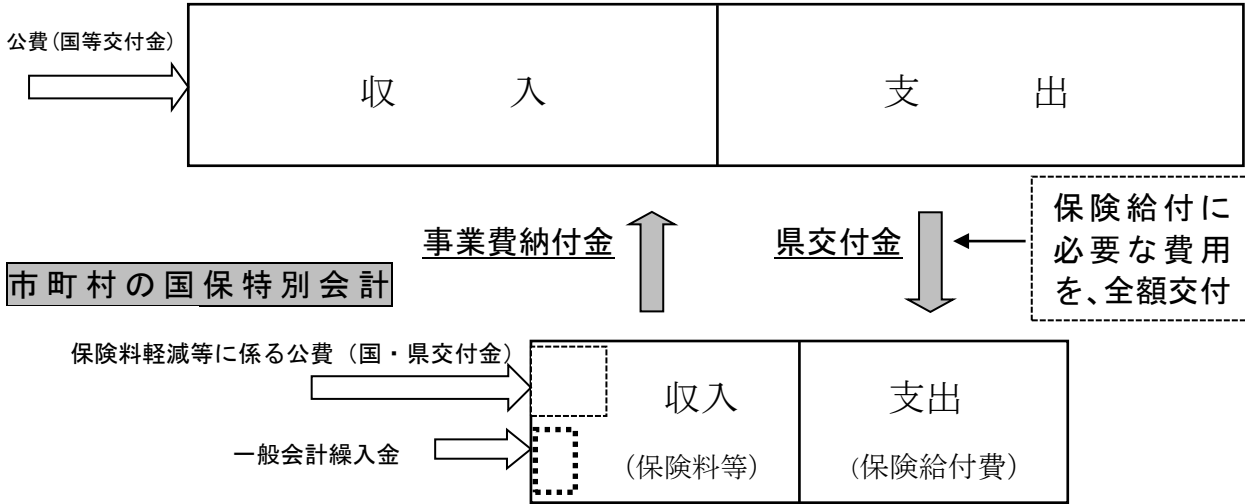
(3) 改正後の国民健康保険財政のしくみ

■都道府県は、財政運営の責任主体となる。

- ・都道府県は、国民健康保険特別会計を設置し、「歳入」と「歳出」を管理する。
- ・都道府県は、市町村ごとに事業費納付金の額を決定する。
- ・都道府県は、保険給付に必要な費用を、全額市町村に交付する。

■イメージ図

都道府県の国保特別会計



(4) 都道府県と市町村の役割分担

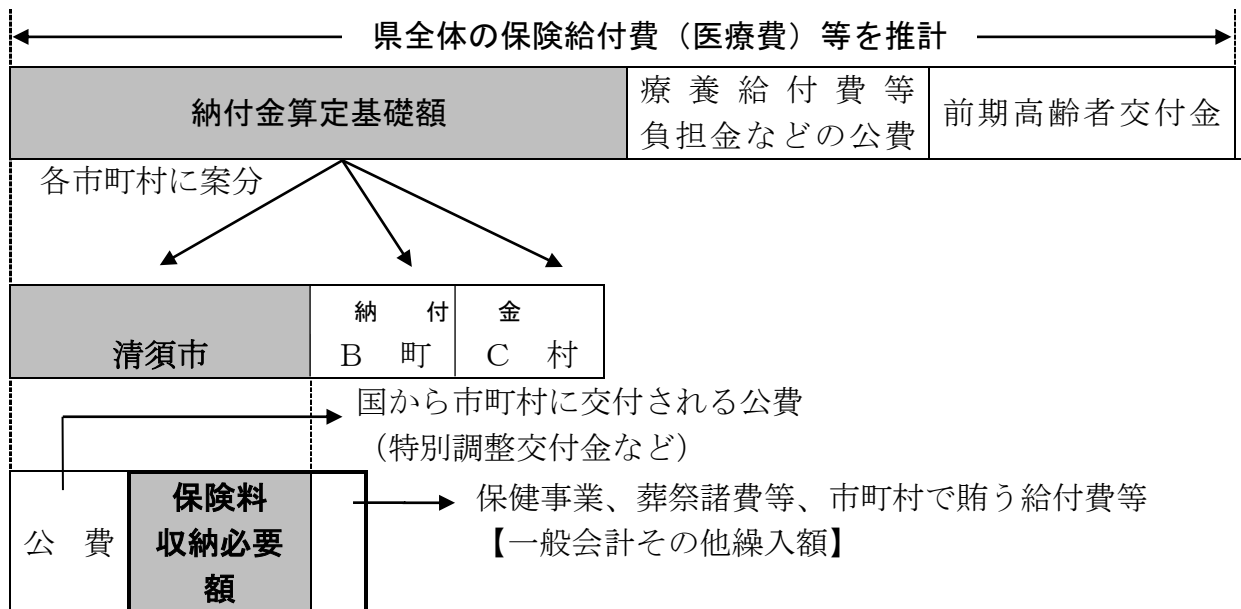
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割
① 財政運営	市町村ごとの納付金の額を決定 (医療費水準、所得水準を反映)	事業費納付金を都道府県に納付
② 資格管理	県内市町村間の異動等の管理	資格を管理し被保険者証を発行
③ 保険料決定 賦課・徴収	市町村ごとの標準保険料率を 算定	標準保険料率を参考に保険料率 を決定し保険料を賦課・徴収
④ 保険給付	給付に必要な費用を、全額、市町 村に交付	保険給付の支払い
⑤ 保健事業	市町村に対し、必要な助言・支援	被保険者や地域の特性に応じた きめ細かい保健事業を実施

2 事業費納付金と保険税（料）

(1) 事務のフロー

- ① 県全体の保険給付費（医療費）を推計
療養給付費等負担金、前期高齢者負担金等を加減算
- ② 県全体の納付金算定基礎額（市町村に割り振る事業納付金の総額）を算出
高額療養費負担金等を加減算
- ③ 市町村ごとの事業費納付金を算出
特別調整交付金等を加減算
- ④ 市町村ごとの保険税（料）収納必要額を算出
3方式により収納率を加味して、市町村ごとの標準的な保険料率を3方式及び4方式にて算定

(2) 愛知県による事業納付金の算出と保険税（料）収納必要額



資料 1-2

(3) 愛知県による試算

11月13日、国民健康保険事業費納付金等の試算結果の提示がありました。

■事業費納付金と保険料収納必要額（清須市）【①=③+④-②】

事業費納付金	…	1,832,490千円	①
市町村に交付される公費	…	253,446千円	② (減額)
保健事業等保険料で賄う給付	…	568,917千円	③ (加算)
保険料収納必要額 (軽減前)	…	1,517,019千円	④
保険料調定必要額 (軽減前)	…	1,611,450千円	

※県の示す収納率（被保険者1万人～5万人の市町村）…94.18%

(令和1年度の状況)

令和1年度調定必要額 (軽減前)	…	1,754,098千円
令和1年度現年調定額	…	1,355,692千円
差 額	…	398,406千円

■標準保険料率（清須市）

	応 能 割		応 益 割	
	所 得 割	資 産 割	均 等 割	平 等 割
標準保険料(税)率 (3方式)	11.44%	0%	48,567円	32,122円
現行税率	8.54%	28.18%	35,100円	30,400円

【3方式による賦課】

- 愛知県は3方式による保険税の算定方式を示している。
- 担税力を固定資産の所有に求めることに無理があったが、解消される。
- 本市外に所有する固定資産は保険税算定の対象外であったため、不公平感が解消される。
- 固定資産税との重複課税とされていたことが解消される。
- 他の保険と同じように資産割がなくなったため、不均衡感が解消される。

(4) その他

- 市町村で行っている赤字補填や、保険料の負担軽減を図るため等の理由で行っている法定外繰入は、解消・削減に向けた取り組みを計画的に進めることが示される見込み。
- 原則5年以内に赤字や法定外繰入の解消・削減を目指すことになる見込み。